

役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人敬愛会の役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員等とは、理事、監事、評議員及び顧問をいう。

(理事長の報酬)

第3条 理事長が非常勤の場合は、月額 40,000 円の報酬を支払う。

2. 理事長が常勤の場合には、その職務に見合う相当の額を理事会で定め、報酬として支払う。

(監査等の報酬)

第4条 監事もしくはその代行者が、法人施設の会計処理並びに運営状況等の監査業務もしくは行政当局の指導検査に対応する等の場合には、報酬として日額 20,000 円を支払う。

(その他の報酬)

第5条 役員等が理事会、評議員会等に出席し、会議参加の場合には、10,000 円の報酬を支払う。

2. 役員等が対外的折衝の目的をもって、ほぼ終日をそのために執務する場合には、日額 20,000 円を報酬として支払う。

(交通費の支給)

第6条 役員等が上記のための移動に要する交通費は、公共交通機関を利用する場合の実費を支給する。

(役員の退任慰労金等)

第7条 役員等の退任慰労金（もしくは記念品）については、理事会で協議の上決定する。

慶弔見舞金等の支給は別に定める「社会福祉法人敬愛会慶弔規程」の定めるところによる。

(摘要除外)

第8条

施設の職員を兼ねる役員等には、当分の間この規程の第3、4、5条は適用しない。

附 則

1. この規程は平成10年8月14日から実施する。
2. この規程は平成17年2月24日より改正実施する。
3. この規程は平成20年3月27日より改正実施する。
4. この規程は平成21年1月1日より改正実施する。
5. この規程は平成27年4月1日より改正実施する。
6. この規程は平成27年10月1日より改正実施する。
7. この規程の改正は理事会の承認を得なければならない。